2）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

1）平成14年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

・ＮＡＴＭによるもので標準部の覆工後の内空断面積が40㎡以上かつ同一トンネルにおいてトンネル施工延長1,400ｍ以上のトンネルであること。

また、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

2）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

3）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴１）の認定又は６⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成29―32年度　見の越トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

佐世保米軍㉙倉庫新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

平成29年10月12日

九州防衛局長　三貝　　哲

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　佐世保米軍㉙倉庫新設等建築その他工事

2　工事場所　長崎県佐世保市

3　工事概要　本工事の概要は以下のとおり。

（建築分）

・倉庫新設（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約6,600㎡）

・標準図活用発注方式による詳細図等作成業務（一部のみ）

・地歴調査　一式（土木分）

・倉庫新設（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約6,600㎡）に伴う造成工事一式

4　工期　平成32年３月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付期間等

⑴　交付期間　平成29年10月12日から平成30年１月15日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後５時まで。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター　http://www.mod-eboc.go.jp

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出期限等

⑴　提出期間　平成29年10月12日から同年10月24日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所

〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　九州防衛局総務部契約課　ＴＥＬ092―483―8829

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成29年10月25日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、建築一式工事で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生